

<対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動**を支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組の着実な推進

<事業の全体像>

- 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

多面的機能支払 48,652（48,401）百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



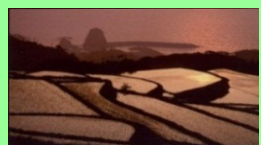
水路のひび割れ補修



植栽活動

中山間地域等直接支払 26,344（26,340）百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域
（山口県長門市）

環境保全型農業直接支払 2,451（2,450）百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

＜対策のポイント＞
地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

- ＜政策目標＞
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率を4割以上に向上〔平成32年度まで〕
 - 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合を5割以上に向上〔平成32年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (46,801) 百万円

- ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価 (円/10a)

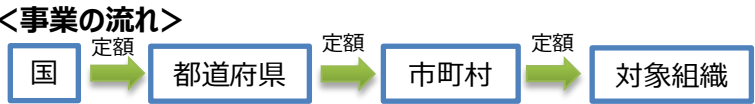
	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,600) 百万円

- 都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。



＜事業イメージ＞

① 農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等

農地法面の草刈り

水路の泥上げ

農道の路面維持

② 資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等

水路のひび割れ補修

農道の窪みの補修

植栽活動

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地 (円/10a)

- 小規模集落支援
既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援
- 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援
多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等
- 農村協働力の深化に向けた活動への支援
上記の取組に加えて、構成員のうち非農業者等が占める割合が4割以上かつ実践活動に構成員の8割以上が毎年度参加する場合

- 広域化した活動組織への支援

都府県	北海道	交付額(定額)
3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

小規模集落支援として農地維持支払に
加算する単価 (円/10a)

	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40

多面的機能の更なる増進に
向けた活動への支援 (円/10a)

	都府県	北海道	都府県	北海道
田	400	320	800	640
畑	240	40	480	80
草地	40	20	80	40

<対策のポイント>

高齢化や人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産活動が継続的に行われるよう、集落の活動体制の維持・強化を推進しつつ、引き続き第4期対策（平成27～31年度）を実施します。

<政策目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.0万haの減少を防止【平成27年度～31年度まで】

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,890（25,890）百万円

○ 中山間地域等の農業生産活動を継続できるよう、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。

○ 担い手を支える地域の体制を強化するため、モデル地区における試行的な加算措置及び個人受給額の上限緩和（250万円→500万円）を実施します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500

田：急傾斜
(傾斜：1/20)

畑：急傾斜
(傾斜：15度)

21,000円/10a

11,500円/10a

<事業イメージ>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）

② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）

【加算措置】

<集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算>

項目		10a当たり単価
集落連携・機能維持加算	①広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	地目にかかわらず 3,000円
	②小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援	田：4,500円 畑：1,800円
超急傾斜農地保全管理加算	超急傾斜農地（田：1/10～、畑：20度～）の保全や有効活用を支援	田・畑：6,000円

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 454（450）百万円

○ 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>

国

都道府県

市町村

農業者等

<地域営農体制緊急支援試行加算>

※試行加算はモデル地区において国費定額で実施

項目	10a当たり単価	
人材活用体制整備型	新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を支援	地目にかかわらず 3,000円
集落機能強化型	主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割も担う団体（地域運営組織等）を設立するなど、集落機能を強化する取組を支援	地目にかかわらず 3,000円
スマート農業推進型	省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を支援	地目にかかわらず 6,000円

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

<対策のポイント>
農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援**します。

<政策目標>
○土壌炭素貯留量の増加への貢献
○市町村における有機農業の推進体制の整備率の向上（50%〔平成31年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,360（2,360）百万円

【対象者】 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援の対象となる農業者の要件】
▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
▶ 国際水準GAPを実施していること
※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。
▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

【支援対象活動】
化学肥料、化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う
地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 90（90）百万円

【対象者】 地方公共団体等

【支援内容】
都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援

<事業の流れ> ➡ 環境保全型農業直接支払交付金 ➡ 環境保全型農業直接支払推進交付金



支援対象となる取組

▶ 全国共通取組



カバークロップ

5 割低減の取組の前後のいずれかにカバークロップの作付けや堆肥を施用する取組



堆肥の施用

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組



有機農業

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

▶ 地域特認取組
地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組

交付単価

	対象取組	交付単価※
全国共通取組	カバークロップ (うち、ヒエを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)
	堆肥の施用	4,400円/10a
	有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)
地域特認取組 ※ 取組内容や交付単価は、都道府県により異なります		

配分に当たっては、
全国共通取組が
優先されます。

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。